（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～四の三　（略）	（略）
四の四　（略）	第七十八号第四改訂版
五～五の六　（略）	（略）
五の七　第二条第五号の七の燃料タンク	第三十四号第三改訂版
五の八　第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
五の九　第二条第五号の九の燃料制御保護装置	第百十号第二改訂版
五の十　第二条第五号の十の燃料タンク取付装置	
五の十一　第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	（略）
五の十二　第二条第五号の十二の衝突時の車両火災防止装置	（略）
五の十三　第二条第五号の十三の電波障害防止装置	（略）
五の十四　第二条第五号の十四の原動機用蓄電池	（略）
五の十五　第二条第五号の十五の感電防止装置	
五の十六　第二条第五号の十六のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	（略）
五の十七　第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～四の三　（略）	（略）
四の四　（略）	第七十八号第三改訂版
五～五の六　（略）	（略）
五の七　第二条第五号の七の燃料タンク	第三十四号第三改訂版
五の八　第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
五の九　第二条第五号の九の燃料タンク取付装置	（略）
五の十　第二条第五号の十の衝突時の車両火災防止装置	（略）
五の十一　第二条第五号の十一の電波障害防止装置	（略）
五の十二　第二条第五号の十二の原動機用蓄電池	（略）
五の十三　第二条第五号の十三の感電防止装置	
五の十四　第二条第五号の十四のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	（略）
五の十五　第二条第五号の十五のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	